

令和7年度（2025年度）第4回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年9月5日（金）午後1時30分開会

場 所：北海道第二水産ビル 3S会議室

## 1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第4回北海道環境評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会はオンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現在9名、合わせて10名の委員にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。

### ◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1が1から2、資料2及び資料3は1から4となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は3件ございまして、風力発電事業が2件、太陽光発電事業が1件となっております。

個別のご説明は省略しますが、議事の（1）は図書の1回目の審議ですので、事業者の皆様にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への対応を行っていただきます。また、議事（2）及び議事（3）は、答申文（案）たたき台を含め、ご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴者の皆様及び報道機関の皆様には一時退室していただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では、ここからの進行は澁谷会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○澁谷会長 それでは、議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）北海道芦別太陽光発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者であるブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社からお願いいたします。

○事業者（ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社） では、事業の概要についてご

説明いたします。

まず、事業の名称が（仮称）北海道芦別太陽光発電事業、発電所の種類が太陽電池で、発電所の出力が交流側で約5万キロワット、直流側で最大10万キロワットピークを予定しております。

太陽電池の単機出力は650ワット、数量は15.4万枚程度を予定しております。

現時点で想定する太陽電池の出力及び数量は今申したとおりですが、出力調整を行うことで交流側で5万キロワットとする計画です。ただし、今後の環境影響評価の手続などを踏まえて、計画が変更となる可能性がございます。

次に、事業実施の想定区域とその面積です。

想定区域は北海道芦別市頼城町及び緑泉町の一部で、面積が約114.5ヘクタールとなります。

○**澁谷会長** 図書を使っているようですが、ページ数を示しながら説明をお願いします。

○**事業者（ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社）** 失礼しました。今、4ページの2.2.4の説明をしております。

事業実施想定区域とその周囲です。

もともと芦別の炭鉱及びその関連施設が多数存在していた場所で、炭鉱及び炭鉱住宅等の跡地を利用して実施する計画です。

○**事業者（アジア航測）** 続きまして、配慮書の概要について、受託業者のアジア航測から説明させていただきます。

事業実施想定区域の設定の経緯についてです。

配慮書の14ページ以降をご覧ください。

こちらに記載したとおり、一般的な事業と同様に、事業性の配慮、規制の配慮、環境配慮等を踏まえた上で事業実施想定区域を設定しておりまして、具体的な設定フローは次のページ以降に示したとおりでございます。

16ページ以降の図面をご確認ください。

まず、芦別市の南北に位置している芦別川に沿った谷筋を事業の実施想定区域の候補として想定した上で、各種規制情報や住宅、配慮施設の分布を考慮し、最終的に5ページにお示ししている事業実施想定区域を設定しました。

周辺に位置している他事業の状況については、配慮書の29ページと30ページをご確認ください。

法対象事業は存在しておりませんが、小規模な事業は周辺に複数立地しています。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてのご説明となります。

主立ったものに絞ってご説明をさせていただきますが、先ほど申し上げました周辺の河川等の状況につきましては38ページをご覧ください。

事業実施想定区域の西側に芦別川と呼ばれる大きな河川が流れておりまして、その周囲に支川が複数存在しております。芦別川での水質調査は実施されておきませんが、下流側

の河川での調査において環境基準等はおおむね達成されているという結果が得られておりました。

続きまして、動植物についての主なトピックになります。

配慮書の 61 ページ以降をご覧ください。

クマタカの分布であり、そして、63 ページに示したとおり、オジロワシの分布メッシュが重複している状況です。

また、植生については 67 ページ以降に記載しております。

本件につきましては先行して植生の現地調査を実施しております、その結果を踏まえて記載しております。1 万分の 1 の縮尺での詳細な植生の調査結果は 69 ページ以降に記載しております。

事業実施想定区域の河川側に植生自然度の高い植生が若干かかっているものの、区域の中にはほとんどないという状況でした。

また、72 ページ以降に炭鉱施設が位置していた頃の航空写真を参考として掲載しております。

そのほかの概況ですが、景観、人と自然との触れ合いの活動の場については配慮書の 99 ページ以降をご確認ください。

100 ページですが、事業実施想定区域が位置する芦別川に沿った範囲に眺望点は存在しておりませんが、市街地において複数の地点が存在しております。

人と自然との触れ合いの活動の場についても、102 ページの図面に示しているとおり、事業実施想定区域の南側に三段滝公園があるほか、芦別市街地に複数の地点が存在しているという状況です。

土地の状況ですが、110 ページに土地利用図を示しております。

周辺はほぼ森林でして、事業実施想定区域が位置する谷部においては、その他の用地、これは住宅地や炭鉱の跡地を含む部分になりますが、また、荒れ地となっております。

112 ページと 113 ページにお示ししているとおり、農用地や森林は事業実施想定区域に含まれない計画としております。

住宅の分布になりますが、122 ページに記載したとおり、事業実施想定区域に沿って住宅が複数点在しております。

1 ページ戻っていただきまして、121 ページに配慮施設の分布がございます。

事業実施想定区域の直近には病院や学校等の配慮施設は存在しておらず、一番近い配慮施設が約 3.7 キロメートル北東に位置する上芦別小学校です。

簡単ですが、以上が事業の概況でございます、最後に、計画段階配慮事項に対する影響評価の結果の概要です。

180 ページに計画段階配慮事項の選定状況のマトリックス表を掲載しております。

今回は計画段階ということで、土地または工作物の存在及び供用時を選定しております。その中でも、水質、反射光、動物、植物、生態系、景観の 6 項目を選定しました。

各項目の詳細な説明は割愛させていただきますが、いずれの項目につきましても、事業計画において太陽電池等の配置等の配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避または低減できる可能性が高いと評価しており、その結論を 223 ページにまとめとして記載しております。

以上、早足ではございますが、事業の概況と配慮書の概況でございました。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（榎本技師）** 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本配慮書は 8 月 1 日付で受理しており、本審議会には 8 月 7 日付で諮問しております。

また、縦覧期間は 8 月 1 日から 9 月 1 日までであり、知事意見は 11 月 30 日頃までを期限と求められております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料 1-1 に沿って、1 次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

資料 1-2 については事業者から提出された回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照ください。

それでは、資料 1-1 の 2 ページの質問番号 2-4 の④をご覧ください。

ここでは、事業実施想定区域の設定に関し、配慮が特に必要な施設及び住宅等について、図書の中では可能な限り配慮する形で区域案を設定したとの記載があることに対して、具体的にどのような対応としたのかを質問しております。これに対して、事業者からは、配慮が必要な施設等が近傍に存在しない地域での事業実施を計画しており、住宅については原則として区域に含めないなどの配慮を行うとともに、今後も施設の設置の設計において離隔距離の確保などの配慮を行うとの回答がありました。

また、区域内に住宅等が含まれていることを踏まえまして、住宅等を区域に含んでも問題ないと判断した理由についても質問しております。これに対して、事業者から、区域に含まれる 2 軒の住宅のうち、1 軒は、来年に引っ越し予定であり、地権者が買取り予定であるため、区域に含めているとのことでした。また、もう一軒は、居住しているかどうかが現段階では定かでないため、区域に含めているものの、居住している状況が確認された場合は方法書段階で除外するとの回答を得ております。

続きまして、5 ページの質問番号 3-9 をご覧ください。

ここでは、植生自然度 9 であるヤナギ高木群落が事業実施想定区域と重複していることに関しまして、図書ではこの群落は改変区域に含まない計画としているにもかかわらず、事業実施想定区域から除外していない理由について質問しております。これに対して、事業者からは、事業実施想定区域は取得済みの土地の区域に基づいて設定しているため、造成予定のない範囲も含んでいるとの回答がありました。また、ヤナギ高木群落が見られる

谷底の川岸エリアについては、河川増水時に水没することから、パネル設置には不適であるため、造成予定のない範囲としているとの説明がありました。

続きまして、6ページの質問番号3-13をご覧ください。

ここでは、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場について、芦別市からのヒアリング概況を質問しております。これに対して、事業者からは、芦別市からは、緑泉公園や頼城児童公園、頼城仲町公園の3か所が追加の地点として考えられるとの回答があったが、社内で検討の結果、いずれの公園も街区やその近隣に位置する都市公園であり、周辺に主立った景観資源が存在せず、日常的な視点場に近いものと考えたため、主要な眺望点にも人と自然との触れ合いの活動の場にも選定していないとのことでした。

次に、8ページの質問番号3-28の③をご覧ください。

ここでは、芦別市が制定する芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドラインにおいて、太陽光発電施設の設置に適さない区域として土砂災害警戒区域が上げられている一方で、本事業実施想定区域ではこの区域を除外していない理由を質問しております。これに対して、事業者からは、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域については太陽光パネルの設置に特に規制がかからないこと、事業実施想定区域は大部分が傾斜角20度未満の平たん地であること、また、事業実施想定区域と土砂災害警戒区域等が重なる範囲は土砂が流れ込む末端部分に設定されていることから、土砂災害を助長するものではないと考え、除外していないとの回答がありました。

最後になりますが、9ページの質問番号4-6をご覧ください。

ここでは、反射光による影響の予測手法において、住宅等の距離に応じて検討しているものの、事業実施想定区域は道路沿いにあることから、反射光による道路上の車両に対する影響評価については検討不要であるのか、事業者の考えを伺いました。これに対して、事業者からは、反射光の予測対象は、発電所に係る環境影響評価の手引を踏まえて、基本的には、学校、病院、住居、オフィス等、反射光による影響が予想される施設とすることを想定しており、道路上の車両に対する影響については、道路が連続的であり、車両の移動に伴って影響も変化するため、影響の程度や範囲が一時的、限定的であると考え、現時点では影響評価の対象として想定していないとの回答でした。ただ、地域住民からも同様の懸念の意見があったことから、ほかの事例等も参考に対応について検討するとの回答をいただいております。

簡単にはなりますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を後ほど依頼させていただきたいと考えております。メールにてお送りいたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 では、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいた

します。

○先崎委員 10 ページの質問番号 4-10 の専門家ヒアリングについてです。

動物の専門家へのヒアリングが 1 名で、なぜですかというような質問に対して回答があります。さらに、②から④の回答には、広域的な視点から位置や規模を検討するといったことが書かれています。そうすると、もっと幅広い専門家から情報を入手すべきではないかと思うのですけれども、なぜそういうことをしていないのでしょうか。

○事業者（アジア航測） 方法書以降ではもう少しいろいろな分野の先生にヒアリングをお願いする予定ですが、今回は配慮書となります。配慮書というのは、こちらの回答にも書いてあるとおり、事業の位置や規模等の計画段階において、その事業の実施が想定される区域において、環境の保全に対し、適正な配慮が求められる事項について検討を行い、その結果をまとめるものになっております。そのため、広域的な観点からということで、今回、事前の調査をした中で特に希少猛禽類や植物への配慮が優先順位は高いということで植物と鳥類の専門家にヒアリングをしたところです。

これまでに関わったところでも配慮書段階でそれほど多くのヒアリングをするという経験がなかったので、現段階ではこのようなヒアリングで問題ないと考えておりますが、今後、もう少し事業計画が固まったところで様々な分野の先生からヒアリングをしたいと考えております。

○先崎委員 場所の絞り込みをするとしても 1 名だと十分な情報が得られないと思うのです。例えば、鳥に関して言うと、この専門家の方がアカモズやシマアオジ、コジュリンなどと言っているのですが、もういないです。恐らく、昔の知見を言っている方なのかなと思うのですが、現状の知見を持っておられる方や地元の方など、いろいろと探して情報を得ないと、どの辺にどんな生き物がいるかという目処が立たないのではないかと私は思います。

重要種のリストの整理も鳥類目録の一つ前のもので、去年出たものではなく、第 7 版に基づいているとなっていますし、最新の知見を反映できていないような雰囲気を感じました。ですから、なるべく早い段階でもうちょっと地域のことを知っている複数の方から、鳥だけではなく、ほかの動物についてもヒアリングされたほうが良いのではないかと思います。

○事業者（アジア航測） 承知いたしました。

○先崎委員 方法書となると調査の手法などになってきてしまいますよね。

もうちょっと言うと、私が懸念しているのはオオジギで、写真を見ると、結構、繁殖地になっているのかなという気がしましたし、放棄地や草地みたいなところにオオジギがたくさんいましたとなったら、どういう環境保全措置があり得るのでしょうか。

○事業者（アジア航測） そのあたりも、まずは調査をした上でとなります。

○先崎委員 重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価されているのですが、そのように評価できないですし、事前の段階で適切なヒアリングをしないとこうい

情報が出てこないわけですね。それに、ちょっと話がずれますが、208 ページの評価の文言にも全く説得力がなくなると思います。

○事業者（アジア航測） できるだけ早い段階でまたヒアリングし、調査した上で、そのようなところの影響の回避、低減に向けて環境保全措置を検討したいと考えております。

○澁谷会長 ほかに質問はございませんか。

○白木委員 今の先崎委員と同じような質問かもしれないのですが、11 ページの質問番号 4-11 についてです。

重要な鳥類が出たときにどのような環境保全措置を考えていますかというところに、専門家ヒアリングを踏まえて、事業予定地内のフェンス際やパネルの間を草地として維持管理することを案として検討していますと書いてありますが、これだけで本当に保全できるのかに関してはかなり疑問があるので、もう少し根本的な対応案を今の段階から検討していただいたほうが良いと思いました。フェンス際とパネル間を空けるということだけだと対応としては厳しいのではないかなという意見です。

○事業者（アジア航測） 今の点や今後行う検討、調査の結果を踏まえ、具体的かつ効果的な保全措置を検討してまいりたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 この場所ですけれども、芦別鳥獣保護区、金剛沢鳥獣保護区、惣顔真布鳥獣保護区など、周囲に鳥獣保護区があり、かなり囲まれているのです。直接は関係ないかもしれませんが、動物はいろいろと移動しますので、影響がどのようにあるのかが少し気になるところです。

また、芦別や夕張にはナキウサギの分布域があるのですが、そこの距離はどの程度離れているのかも気になります。

調査区以外のそういうものに対する距離についていろいろと情報をお持ちだったら教えていただければと思うのですが、ナキウサギの分布域とはどのぐらい離れていますでしょうか。

○事業者（アジア航測） 具体的な分布情報は得られていないのが現状です。市町村レベルでの情報の把握でして、具体的な生息地点の情報は得られていません。

○押田委員 こういう情報をできれば積極的に集めていただいて、このくらい距離が離れているから大丈夫だ、このくらい距離であれば私たちはこう考えているなど、ご説明をいただけるともっと良いのかなと思います。

これから検討していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者（アジア航測） 承知いたしました。できるだけ情報も集め、配慮したいと考えております。

○澁谷会長 ほかにご質問やご意見はございませんか。

○桂委員 図書の 157 ページのところです。

土砂災害の警戒区域や特別警戒区域がかなりかかっているのが気になっています。特に、

一番多いのが土石流で、1次質問の回答では土砂災害を助長するわけではないのでとのことでした。確かに、この警戒区域にパネルが建っているからといって土石流が起きやすくなることはないような気はするのですが、周りに被害を拡大させる可能性はあるかなという気がしています。パネルが建っているところに土石流が来たとき、パネルがどう流されるか、私にはその知見がないので、よく分からないのですが、パネルが建っているとちょっと遠くまで行ってしまうということはあるかなと思ひまして、それは慎重に検討されたほうが良いかなと思います。

もう一つ、急傾斜地の崩壊に関しても警戒区域と特別警戒区域が入ってしまひて、そこらは、土石流と違い、そこにパネルを建てることで助長する可能性もあると思ひます。この地形図だと、崩壊が発生するエリア、崩壊した土砂が到達するエリアのどちら側にかかっているのかがよく分からないのですが、そのようなところにも注意して今後の配置を検討したほうが良いと思ひます。

**○事業者（ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社）** 土石流は基本的に芦別川のほうに流れていきまひて、パネルを配置した後、後方部に住宅等の存在はないと考えております。今後、詳細の検討をするに当たって、住宅等がもしあれば、そういったところにはパネルを配置しないつもりです。

**○澁谷会長** 私から1点お聞きします。

図書の180ページの配慮事項の選定状況についてです。

工事の実施に伴うところが今回は全部選定されていません。181ページを拝見すると、影響が及ぶおそれはあるのですが、現在、工事方法が決まっていけないので、選定しませんとなっています。

一応、影響が及ぶことは想定されているので、方法書の段階では全部が評価事項として選定されるという理解でいいでしょうか。

**○事業者（アジア航測）** ご理解のとおりでございます。

項目の選定は、改めて見直しますが、基本的には工事中の影響についても選定する想定しております。

**○澁谷会長** ほかに質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** 今までの質疑の中で、現況ですとデータに少し不足の部分があるというご指摘が出ています。配慮書段階でこの会議がもう一回ありますので、間に合うようでしたら補足資料をできるだけ早く出すことも検討してください。

**○事業者（アジア航測）** 承知いたしました。

**○澁谷会長** それでは、ご質問やご意見がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

事業者の皆様は会場及びZoomからの退席をお願いいたします。

続きまして、議事の（2）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）遠別・初山別風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

**○事務局（佐々木係長）** 本事業は、今年の6月23日付で受理いたしまして、6月26日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が2回目の審議会となります。

初めに、簡単に事業の概要について改めてご説明をさせていただきます。

図書の4ページをご覧ください。

対象事業実施区域ですけれども、遠別町及び初山別村にかかる右の図の黒い線で囲まれた範囲で、面積は約2,987.1ヘクタールになります。

設置する風力発電機の単機出力は4,200キロワットから8,000キロワットで、最大36基の設置を計画しております。総出力は最大で28万8,000キロワットになります。

次に、37ページをご覧ください。

区域周辺の他事業の位置として、こちらの図を確認していただきたいのですが、紫色の事業実施想定区域の左側の風力発電機の設置対象外エリアは、留萌北部（沿岸）広域風力発電事業と一部が重複しております。

次に、動物についてですが、69ページをご覧ください。

コウモリの分布状況になりますが、対象事業実施区域の周辺にはコテングコウモリ及びヒメホオヒゲコウモリの生息に関する情報が確認されております。

次に、ページをめくりまして、71ページをご覧ください。

ここでは、センシティブティマップにおける注意喚起メッシュが示されておりますけれども、対象事業実施区域を含むメッシュにおいてオジロワシ、オオワシの生息に関する情報が確認されております。

次に、鳥類の渡り経路についてですが、76ページをご覧ください。

図のとおり、緑色の線で示されておりますが、ノスリの渡り経路が区域周辺で確認されております。79ページ及び80ページのそれぞれの下の図においてノスリの春季及び秋季の渡り経路が区域と重複していることが確認されております。

次に、植物についてですが、127ページをご覧ください。

図のとおり、植生自然度10及び植生自然度9の範囲が事業実施区域の大部分に広がっていることが確認されています。代表種としましてはササ群落やトドマツミズナラ群落の分布情報が確認されております。

次に、生態系についてですが、142ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場について、対象事業実施区域の大部分に、先ほどお話ししました植生自然度10及び植生自然度9の範囲のほか、保安林が広がっております。

保安林の種別につきましては、209ページをご覧ください。

水源かん養保安林と土砂流出防備保安林が区域と重複しております。

少し戻りまして、河川の利用状況をご説明させていただきます。

163 ページをご覧ください。

(1) に示していますが、事業実施想定区域の周辺では、茂初山別川が水道用水として利用されているほか、(2) に記載がありますが、遠別川、風連別川、小沢川等の河川が農業用水として利用されております。また、(3) のとおり、遠別川はさけ・ます増殖河川として設定されており、164 ページ、165 ページでそちらの図が示されております。

続いて、住宅等の配置状況について、170 ページをご覧ください。

事業実施想定区域と最寄りの住宅等の離隔距離は北部の約 1.2 キロメートルとなっております。また、配慮が特に必要な施設として初山別村立共成診療所が 6.1 キロメートルに位置しております。

次に、国土防災関係ですが、211 ページをご覧ください。

事業実施想定区域に崩壊土砂流出危険地区が含まれておりまして、周辺には山腹崩壊危険地区や地すべり危険地区が存在しているという状況でございます。

最後に、景観についてです。

290 ページをご覧ください。

事業実施想定区域に景観資源であります遠別川上流及び豊岬段丘が重複しております。

また、294 ページの表に主要な眺望点として調査地点が示されているのですが、このうち、最大垂直視野角が最も大きいのは 7 番目の共栄公民館で、約 8.4 度となっております。

事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料 2-1 を用いて、2 次質問と事業者回答について、答申文(案)たたき台に関する質疑を中心にご説明申し上げます。

まず、4 ページの質問番号 2-2 の 2 次質問の③をご覧ください。

事業実施想定区域の絞り込みについて質問しております。これに対して、事業者からは、保安林、地すべり危険地区、植生自然度 9 及び植生自然度 10 について、今後、回避を優先して絞り込みを行っていき、回避が難しい場合は改変面積が極力小さくなるよう事業計画を検討していくとの回答がございました。

次に、7 ページの質問番号 3-6 をご覧ください。

1 次質問において、事業実施想定区域の周囲の 2 次メッシュのうち、北東部から南東部にかけて調査範囲としないという旨の回答があったのですが、2 次質問で、哺乳類、鳥類の行動範囲、渡り鳥への影響について質問をいたしました。これに対して、事業者からは、当該メッシュも調査範囲に追加する旨の回答がございました。

次に、13 ページの質問番号 4-1 をご覧ください。

ここでは、遠別町のガイドラインを踏まえまして、発電機の設置位置、基数の対応について見解を伺っております。これに対して、事業者からは、当該ガイドラインに記載の環境省の低周波音問題対応の手引書の内容も考慮した上で、風力発電機の配置を検討するという旨の回答がございました。

続きまして、16 ページの質問番号 4-12 をお願いいたします。

尾根上の改変についてですけれども、影響を低減させる策について質問いたしました。これに対して、事業者からは、可能な限り盛土、切土の土量が少なくなるよう風車位置やアクセス道路のルートを設計する、また、補強土壁によって法面の勾配を急にして改変面積を抑えるとの回答をいただいております。

最後になりますが、17 ページの質問番号 4-14 の③をご覧ください。

ここでは、事業実施想定区域内に自然度が高い植生がまとまって存在することから、取付け道路をはじめ、どのように環境に配慮されるかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、既存の林道等を確認し、コアエリアの分断という視点での解析も検討した上で新たな断片化を招くような新規の道路開発が極力不要になるよう配慮するという旨の回答がございました。

簡単ではございますが、2 次質問とその事業者回答についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 2-3 の関係町村長の意見について紹介させていただきます。

本事業の関係町村は、遠別町、初山別村の 2 町村となります。

まず、遠別町ですが、資料 2-3 にありますとおり、周辺住民の理解と協力が必要不可欠であるとして、周知を図るとともに、アセス制度に基づく適切な対応を事業計画に反映するということを指摘しております。

また、個別的事項として、(1) の騒音及び風車の影については、十分な離隔距離を確保し、住民の生活環境の保全に万全の措置をすること、(2) の動植物及び生態系については、重要な種及び注目すべき生息地、生育地への影響がないように万全の措置をすること、最後に、(3) の景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、主要な展望地からの眺望に最大限配慮し、影響が生じることがないように万全の措置をすることとの意見がございました。

次に、裏面ですが、初山別村からは意見等はないとの回答がございました。

資料 2-3 までの説明は以上となります。

最後に、資料 2-4 の答申文(案)たたき台についてご説明させていただきます。

まず、前書きですが、1 段落目には面積、出力、発電機の諸元等を記載しております。また、2 段落目では、後に説明をいたしますが、個別的事項に関することとして、重要な自然環境のまとまりの場、保安林、希少鳥類などの生息等について記載しております。また、3 段落目では、以上を踏まえ、次の事項についての的確に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、(1) は今後の事業検討に当たっての意見となっており、こちらは従来どおりの記載をしております。

(2) の環境面に配慮した区域の絞り込みの検討についてですが、これまでに鳥獣保護区、地すべり危険地区等を検討エリアから除外したということは読み取れるものの、どの

ような検討過程を経て現状の事業実施想定区域の形状に絞り込まれたかが分かりにくいいため、方法書では、その検討過程について分かりやすく記載することを求めています。また、区域内は保安林が大部分を占めていることから、方法書で回避しなかった理由の記載、そして、崩壊土砂流出危険地区が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮するよう求めています。

(3) ですが、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること等を求めています。

(4) では、遠別町が選定しているガイドラインを尊重し、同町と十分に調整した上でその結果を方法書に反映することを求めています。

また、(5) は従来どおりの記載ですが、相互理解の促進について、関係町村、関係機関、住民等への積極的な情報提供、丁寧な説明に努めることを求めています。

最後に、(6) の図書の公開についてですが、図書の印刷、ダウンロード及び縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

次に、2の個別的事項に移ってまいります。

(1) の騒音及び風車の影についてですが、区域の周辺には、先ほど話しましたとおり、1.2 キロメートルのところに住宅等がありますので、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2) の水質についてですが、区域内にさけ・ます増殖事業が行われている遠別川が含まれていること、また、農業用水としての利用がある河川が複数存在していることを踏まえ、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(3) の動物についてです。

アでは、区域及びその周辺において、オオワシ、オジロワシなどの希少な鳥類、また、ノスリ等の渡りに関する情報が得られているほか、希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られていることを踏まえ、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について影響を回避または十分に低減することを求めています。

また、イは従来どおりの意見となりますが、哺乳類や鳥類等以外の動物についても各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避または十分に低減することを求めています。

3ページの(4)の植物及び生態系についてです。

アでは、重要な自然環境のまとまりの場である植生自然度 10 のササ群落や植生自然度 9 のトドマツ・ミズナラ群落、保安林が事業実施想定区域内に存在していることから、土地改変箇所の検討に当たって、その範囲を避けることなどによって影響を回避または十分に低減することを求めています。

イは従来どおりの意見となりますが、植物相について、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するなどし、重要な植物種について影響を回避または十分に低減することを求めています。

ウも従来どおりの意見ですが、生態系について、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査等を実施し、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

最後に、(5)の景観についてです。

アでは、主要な眺望点については関係自治体へのヒアリングなどにより選定されているものの、ヒアリング対象を広げ、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討した上で影響を回避または十分に低減することを求めています。

イでは、事業実施想定区域内に景観資源であります遠別川上流及び豊岬段丘が含まれていることから、こうした景観への影響について適切に調査し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文(案)について、ご審議のほど、よろしくご意見申し上げます。

**○澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を願います。

**○白木委員** 答申文(案)に関するのではなく、Q&Aのほうで意見があります。質問はもうできないと思うのですが、15ページの質問番号4-7です。

2次質問で、要するに、猛禽類調査の際に上空を視野に入れれば良いというような書き方になっていたので、それに対して、猛禽類の行動の見落としがあるのではないかと、地上も視野範囲に収めたほうが良いのではという質問をしているのですが、回答では、地上を視野範囲に含まなくても上空を視野範囲に収めれば繁殖行動や行動範囲を推定するために十分な情報を得られると考えると書かれています。

私としては、これは非常に謎で、例えば、上空からどこに降りたか、どこに止まったか、あるいは、どこで餌を食べているかという情報が得られないのになぜそれで十分と考えるのが疑問です。今回はもう質問ができないと思うのですが、こういう考え方で、この事業だけではなく、それ以外の事業等に関しても調査をすると問題ではないかと思えます。

これに対して答申で何か書くのは難しいのかもしれませんが、猛禽類の行動調査のときには正しく行動が把握できるように適切な調査方法を取るような感じのことを入れていただけないでしょうか。

**○澁谷会長** 白木委員がおっしゃったように、質問はもうできませんので、質問をしたら方法書段階で対応することになるのかと思いますが、事務局はいかがですか。

**○事務局(下田主事)** ご認識のとおりで、この先、再度の質問は出来ません。ただ、ご指摘をいただいたことに関しては、方法書で、調査地点やそれに係る内容を踏まえて指摘するという進めたいと考えております。

**○事務局(名畑課長補佐)** 事務局からもう一点、補足します。

今の白木委員のご指摘の趣旨は、今回の審議会が終わった後、我々から事業者に伝えるようにいたします。事業者には、審議会委員からそのようなリクエストがあるということ

を把握した上で方法書に進んでいただこうと思いますので、よろしく申し上げます。

**○澁谷会長** これも事業者にお伝えいただいたほうが良いのかなと思うのですが、工事用の道路が新設になるところもあるような記載がQ&Aでもありましたよね。ただ、全体に土砂の防災に関わる指定がなされているところも結構あるので、懸念があるのです。

工事用の車両は大きいものが結構走るはずですが、大きい車両を走らせようとする、道路は真っすぐにつくることになります。そうすると、どうしても切土、盛土の量が多くなるし、不安定になってしまう可能性が高いのです。切土、盛土の量を少なくしようとするなら地形なりのカーブの多い線形にすればいいのですが、多分、それでは大きい車両は走りづらいはずですが、そうすると、工事用道路の開設の方法は非常に難しくなる可能性が考えられます。ですから、道路の開設工事の方法について、できるだけ早く具体的に示すよう方法書以降で検討していただければと思います。

非常に地盤が安定した場所だとまた違うのでしょうかけれども、この地図では不安定な場所が多いように見えますので、それを伝えておいていただけますでしょうか。お願いいたします。

**○事務局（佐々木係長）** 今、会長がおっしゃったことに関しましては事業者にお伝えし、方法書、準備書、できるだけ早い段階で示していただくことを依頼したいと考えます。

**○澁谷会長** それでは、ほかに委員の皆様からご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** ご意見がないようですが、会議が終わった後に気づいたことや意見がある場合はできるだけ早く事務局に連絡をいただければと思います。何か修正が必要になった場合は、事務局と委員あるいは私との間で協議し、修正を加えますが、基本的には今日説明いただいたとおりの答申文（案）で手続を進めようと思います。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** それでは、そのようにいたします。

続きまして、議事の（3）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）新礼受ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

**○事務局（下田主事）** 関係資料は資料3-1から資料3-4となっております。

事業概要について大まかに振り返ってまいりますので、（仮称）新礼受ウィンドファーム事業の緑色の図書の5ページをご覧ください。

事業実施想定区域が留萌市と増毛町となっております、発電所総出力が最大10万3,200キロワット、単機出力で4,300キロワットから6,250キロワット程度の風力発電機を最大で24基設置する計画となっております。区域の面積は約1,500ヘクタールとなっ

ております。

続きまして、27 ページをご覧ください。

設置が予定されております風力発電機の概要が記載されておりました、ローター直径が117メートルから172メートル、高さが最大で216メートルとなっております。

続きまして、32 ページをご覧ください。

区域とその周辺の他事業についてです、稼働中の事業は区域内と区域周辺にそれぞれ1事業ずつ、計画中の事業は区域周辺に2事業ございます。

区域内の事業である図の黄色い点は礼受風力発電所ですが、図書の15ページに記載されておりましたとおり、本事業の事業者であるコスモエコパワー株式会社の発電所となっております。本事業は、現在稼働中の礼受風力発電所を撤去しまして、新たに別事業として行うものとしております。本事業は、礼受風力発電所の撤去後の区域は活用しないものの、既設道路に関しては管理用道路として活用する方針と記載されております。

続きまして、事業実施想定区域とその周囲の概況について順にご説明してまいります。

まず、動物について、86 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図が記載されておりました、事業実施想定区域に関しては、オジロワシやオオワシの分布や集団飛来地情報によりまして、注意喚起レベルのA3やBのメッシュと重複しております。

続いて、88 ページと89 ページをご覧ください。

事業実施想定区域周辺では海ワシ類やガン・カモ類、ノスリ等の渡りルートが確認されております。

続きまして、植物について、93 ページをご覧ください。

93 ページが全体図で、拡大図が94 ページと95 ページにあります、こちらは現存植生図です。

区域の東部などに植生自然度9であるトドマツミズナラ群落が存在しているほか、区域内にヒメヤシブシータニウツギ群落やササ群落などが存在しております。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場について、111 ページをご覧ください。

区域内の北東部にるもっぺ憩いの森鳥獣保護区の一部が含まれているほか、112 ページの図では区域の東部に保安林が広がっていることが分かります。

続きまして、256 ページと257 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及び周辺の住宅と配慮が必要な施設等の配置についての図面と分布状況が記載されておりました、最近接の住宅等との離隔距離は約500メートルとなっております。

続きまして、景観について、309 ページと310 ページをご覧ください。

309 ページが主要な眺望景観の変化の程度に係る予測結果ということで、離隔距離と垂直見込角が眺望点ごとに示されており、310 ページはそれらの図となっております。選定されている16地点のうち、礼受牧場が事業実施想定区域内にあり、垂直見込角は35.8度

となっております。

そのほか、302 ページには景観資源の分布が示されていますが、区域内にある5番は旧留萌佐賀家漁場という人文景観資源になります。こちらも、事業実施想定区域のうち、風力発電機の設置対象外区域と重複しております。なお、先ほどの礼受牧場も風力発電機の設置対象外区域となっております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、312 ページと 313 ページをご覧ください。

8 地点が選定されておまして、そのうち、るもっぺ憩いの森が事業実施想定区域に含まれており、事業による直接的な改変が生じる可能性があるとして予測結果に記載されております。

以上が事業概要の説明となります。

続きまして、資料 3-1 に沿って説明いたします。

資料 3-2 は事業者から提出された回答の補足資料ですが、説明については割愛させていただきます。

まず、1 ページの質問番号 1-2 をご覧ください。

1 次質問の回答で、縦覧終了後も図書を公表する方針であると回答があったことを踏まえ、これについて、環境省のホームページで公表するのか、また、印刷やダウンロードができるのかどうかについて質問をいたしました。これに対して、事業者から、環境省のホームページで公表予定であることと、第三者の改編等を防ぐため、印刷、ダウンロード不可のセキュリティーの設定をした上で環境省に資料を提供する予定とのことでした。また、事業者ホームページには、資料を提供した後、環境省のホームページの当該 URL を掲載するとしております。

続きまして、11 ページの質問番号 4-9 をご覧ください。

一番下になりますが、先行研究などで海岸段丘付近における海ワシ類の衝突リスクが高いことが示されておまして、営巣のほか、衝突リスクにも留意する必要があると考えますが、方法書段階でどのような区域の絞り込みを検討する予定か、質問しております。これに対して、事業者から、方法書段階においては、現地調査の結果の整理を通じて海岸段丘付近における海ワシ類の利用状況を把握し、営巣地や飛翔経路に加えて衝突リスクにも留意しながら区域の絞り込みを検討するとのことでした。具体的な範囲や条件に関しては現地調査と既存情報の整理結果並びに専門家の助言を踏まえて決定する方針との回答を得ております。

最後に、13 ページの質問番号 4-16 の③をご覧ください。

るもっぺ憩いの森の鳥獣保護区について、今後、方法書以降に対象事業実施区域を検討していく中で区域からの除外を優先的に検討するのか、質問しております。これに対して、事業者から、地域の環境学習の場として利用されていることを確認したため、今後、るもっぺ憩いの森は区域から優先的に除外することを検討するとのことでした。

資料 3-1 の説明は以上となります。

続いて、資料 3-3 の関係市町長意見についてご紹介いたします。

本事業の関係市町村は留萌市と増毛町になっておりまして、留萌市から大きく 3 点に分けて意見が提出されております。

1 点目は、地域住民や関係団体等に対し、必要に応じて事業計画の説明などを行い、十分な理解を得て進めていくこと、2 点目と 3 点目は、眺望や景観資源、騒音、影など、様々な分野で影響が考えられるので、可能な限り回避、低減できるよう十分に配慮することや環境問題への配慮を求める意見となっております。

裏返しまして、増毛町からは大きく 7 点に分けて意見が提出されております。

留萌市と同様に、住民や関係団体等への十分な説明を行い、理解を得ることを求める意見、騒音や景観などへの配慮を求める意見が出ているほか、重要な植物種や植物群落への影響の回避を優先した保全措置の検討や生態系に関する十分な調査の実施、工事に伴う外来種の拡散防止や廃棄物などの影響の適切な調査などを求める意見についても提出されております。

資料 3-3 の説明は以上とさせていただきます。

最後に、資料 3-4 の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台については、最近のほかの風力発電事業の配慮書への答申をベースとし、審議経過や市町長意見などを勘案して作成しております。

順に説明してまいります。

まず、前書きについては、従来と同様、1 段落目に事業の特性、2 段落目に地域の特性をまとめておりまして、3 段落目は、それらを踏まえ、的確に対応することとしております。

次に、総括的事項に移ります。

(1) では、従来と同様、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、結果を事業計画に反映することを記載しております。

(2) は、事業実施想定区域の設定についての意見です。

事業実施想定区域の検討過程の説明について、風力発電機設置対象範囲に鳥獣保護区や人と自然との触れ合いの活動の場などが含まれておりますが、このことについて、図書では確認したのみと記載されておりまして、区域設定に反映されていない説明が不十分と考えられることから、方法書ではさらに可能な限り区域の絞り込みを行うことや区域の検討過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見となっております。関係市町長意見にもあったとおりで、情報提供や丁寧な説明を求めています。

(4) は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見です。

本事業ですが、縦覧期間終了後に環境省のウェブサイトで閲覧が可能な状態とするもの

の、ダウンロードや印刷はできない設定にするということが先ほどの Q&A の中で示されたことから、今後は、図書の印刷やダウンロードを可能にすることなど、さらなる利便性の向上に努めることを求める意見としております。

次は、2の個別的事項についての意見になります。

(1) は騒音及び風車の影についてですが、区域とその周辺に住宅などが存在しておりますので、従来と同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを求める意見としております。

(2) は動物についてで、意見の形式としては従来と同様です。

アでは、文献やヒアリングなどで、オオワシやオジロワシなどの希少な鳥類の分布や渡りのほか、希少なコウモリ類の生息情報があることに触れまして、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(3) は植物や生態系についてでして、こちらも意見の形式としては従来と同様です。

アでは、区域内に植生自然度の高いトドマツ－ミズナラ群落、るるもっぺ憩いの森の鳥獣保護区や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地の改変箇所の検討に当たってはそれらの範囲を避けることなどにより影響の回避または低減を求めています。

イの植物相やウの生態系については、それぞれ専門家等からの助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をして生息地、生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めています。

(4) は、景観についてです。

アでは、まず、眺望点の選定については従来と同様の記載となっておりますが、ヒアリング対象を広げることなどにより、地域住民が日常慣れ親しんでいる場所も含め、ほかに選定すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めています。

イでは、景観資源である旧留萌佐賀家漁場が区域と重複していることによる直接的な影響があること、区域内の眺望点である礼受牧場からは風車の垂直見込角が大きくなることから、眺望景観に重大な影響を及ぼす可能性があるとした上で、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求める意見としております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

るるもっぺ憩いの森については、区域内に含まれているため、事業による改変によって直接的な影響を受ける可能性があること、また、事業の実施に伴う騒音や風車の影などによる重大な影響が懸念されることから、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求める意見と

しております。

資料の説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

**○澁谷会長** 答申文（案）の3ページの景観のところですが、礼受牧場畜産館トリムというところの仰角が40度ぐらいとなっています。なかなか出てこない非常に大きい数字になっていますので、「眺望景観に重要な影響を及ぼすおそれがある」というのは非常に優しい表現かなという気がしますし、「及ぼす」で切ってしまうのではないのかと思います。ほかのところでも、たしか、十数度から10度というところが2か所ぐらいありました。「及ぼすおそれがある」というのは通常の文章の表現の仕方だと思うのですけれども、どうでしょうか。

**○事務局（下田主事）** 「おそれがある」というのは確かに従来どおりの表現ではあるのですが、まだ配慮書ということで、具体の風車の配置等が決まっていないこと、また、この垂直見込角については、図書のどこかに記載があったかと思いますが、周囲の山や木などの遮るものを特に考えず、コンピューターで算出しています。そのため、実際に眺望点を調査したら、山があつて地形的に隠れるといった可能性ももちろんあります。

現段階では事業者もそういったところをまだ調査していないので、こちらとしてもそういう前提でつくられている図書に関して断ずる表現とするのはなかなか厳しいということで、あくまで「おそれがある」に留めており、ここの表現を変えるのは厳しいと考えております。

**○澁谷会長** そういう回答になるのだろうと考えながら言っていたのですが、そういうことでしょうし、それで良いかなと思います。ただ、答申文（案）全体が慎重な表現になっておりますので、「必要です」など、言い切ったほうが適切な場合はしっかりと表現したほうが良いときもあると思います。とはいえ、ここに関しては、まだいろいろなことが決まっていない段階で言うと、「おそれがある」というのは出てくるよなと思いついて聞いていました。

ほかには委員の皆様からご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** 特にご意見やご質問がないようですので、新礼受ウィンドファーム事業に関する答申文（案）も基本的には今日ご説明していただいたとおりで答申の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

**○澁谷会長** 先ほども言いましたが、会議終了後に何か気づくようなことがあれば、速やかに事務局に連絡をしていただければと思います。

以上で議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

**○事務局（名畑課長補佐）** 委員の皆様、ご審議を誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいておりますが、今のところ、第5回は10月8日水曜日、第6回は11月12日水曜日、第7回は12月22日月曜日、年内はこの3回を予定しております。

お忙しいところ申し訳ありませんが、ご予定の確保のほど、よろしく願いいたします。  
私からは以上です。

### 3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上